

けんしん 年金定期預金

特別金利

期間 1年 年0.55%

(税引き後 年0.438%)

けんしん で年金を継続してお受取の方
(当組合のシステムで対象者と判定される方)
(年金のお受取口座を開設いただいている店舗
でご利用いただけます。お一人様1店舗)

金利アップサービス

スーパー定期預金

1年もの

店頭表示金利に

年 **0.30%**
上乗せ

ご利用限度額

お一人様 1,000万円まで

【けんしん年金定期預金 商品概要】

ご利用いただける方

- ・当組合で年金を継続してお受取の方(当組合のシステムで対象者と判定される方)
- ・年金のお受取口座を開設いただいている店舗でのみご利用いただけます。(お一人様1店舗)

預入期間

- ・1年 (単利型) 自動継続(元金継続) 証書式

預入金額

- ・20万円以上 (お一人様1,000万円までご利用できます。)

預入単位

- ・1円単位

利払方法

- ・満期日にお利息をご指定口座(年金の受取口座)に入金します。

適用金利

- ・預入日(継続日)の預入期間1年のスーパー定期預金の店頭表示利率に当組合所定の上乗せ利率を加えた利率とします。・金融情勢その他の事情により自動継続後に適用する上乗せ利率を変動する場合があります。

継続について

- ・満期日に引続き上記「ご利用いただける方」の資格を満たされた場合は満期日における上記「適用金利」で定める利率により自動継続します。・満期日に「ご利用いただける方」の資格を満たされない場合は満期日当日の預入期間1年のスーパー定期預金店頭表示利率により自動継続します。・満期日に年金定期預金の取扱いを終了している場合は、解約または新たにその他の定期預金に預け替えしていただくことになります。

中途解約

- ・スーパー定期預金に準じます。

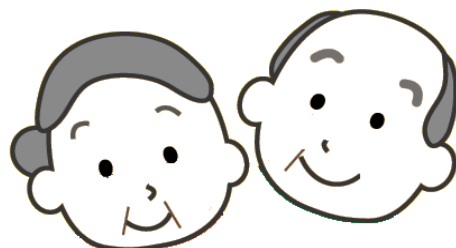
税金

- ・復興特別所得税が課され20.315%(国税15.315%
地方税5%)の税金がかかります。

その他

- ・マル優のお取扱いができます。
- ・ATM、インターネットバンキングでのお取扱いは出来ません。
- ・この預金は預金保険制度の対象となります。

詳しい内容については窓口または担当者までお問い合わせ下さい。



けんしん年金定期預金

(令和7年5月15日現在)

1. 商品名	けんしん年金定期預金 (単利型)	
2. 販売対象	- 当組合で年金を継続してお受け取りの方(当組合のシステムで対象者と判定される方) - この定期預金のお預け入れは、年金のお受け取り口座を開設いただいている店舗でのみご利用いただけます。(お一人様1店舗)	
3. 期 間	定型方式 1年 自動継続型 証書式(元金継続)	
4. 預 入	預入方法	一括預入 証書式 限定です。
	預入金額	スーパー定期 20万円以上～1,000万円以内
	預入単位	1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。	
6. 利 息	適用金利	- 本定期預金に適用させていただく利率は、預入日(継続時)の預入期間1年のスーパー定期預金の店頭表示利率に当組合所定の上乗せ利率を加えた利率といたします。 - 金融情勢その他の事情により、自動継続後に適用する上乗せ利率を変動する場合があります。
	継続について	- 満期日に引き続き上記「販売対象」の預入資格を満たされた場合は、満期日における上記「適用金利」で定める利率により自動継続します。 - 満期日に上記「販売対象」の預入資格を満たされない場合は、満期日当日の預入期間1年のスーパー定期預金店頭表示利率により自動継続します。 - 満期日に年金定期預金の取り扱いを終了している場合は、解約または新たにその他の定期預金に預け替えしていただくことになります。
	利払方法	満期日にお利息をご指定口座(年金の受取口座)に入金します。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	- 個人・・・20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には、「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
8. 手数料	—	
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。	
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。(スーパー定期預金に準じます)	
11. 金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。	
12. その他参考となる事項	- ご利用限度額は、お一人様1,000万円までとなります。 - 他の優遇金利との併用は出来ません。 - ATM、インターネットバンキングでのお取扱いはできません。 - 上記以外の事項については、定期預金規定の自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型)により取り扱いします。 - この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。(1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます)	

次のページに続きます

13・苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受 付 日 : 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停 : 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停 : 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日 : 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 所 在 地 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
----------------------	--

(以上)